

第 7 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和3年2月25日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和3年2月25日（木曜日）

午前10時1分開議

午前11時7分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第18号）

議案第4号 令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第5号 令和2年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和2年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

出席委員（8人）

委員長 高木 健次

副委員長 楠本 千秋

委員 城下 広作

委員 松田 三郎

委員 井手 順雄

委員 渕上 陽一

委員 河津 修司

委員 岩田 智子

欠席委員（なし）

議長 池田 和貴

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 上野 晋也

総括審議員

兼河川港湾局長 永松 義敬

政策審議監 野崎 真司

道路都市局長 村上 義幸

建築住宅局長 原井 正

監理課長 木山 晋介

用地対策課長 馬場 一也

土木技術管理課長 桑元 伸二

道路整備課長 森 博昭

道路保全課長 吉ヶ嶋 雅純

都市計画課長 宮島 哲哉

下水環境課長 森 裕

河川課長 菰田 武志

港湾課長 原 浩

砂防課長 西田 守

建築課長 小路 永守

営繕課長 緒方 康伸

住宅課長 折田 義浩

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克彦

政務調査課主幹 西野 房代

午前10時1分開議

○高木健次委員長 皆さん、おはようござい

ます。

それでは、ただいまから第7回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査を行います。

初めに、上野部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

また、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、上野土木部長。

○上野土木部長 土木部長の上野でございます。着座にて説明をさせていただきます。

今回提出しております議案等の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御説明を申し上げます。

まず、令和2年7月豪雨等により被災した県及び市町村が管理する公共土木施設の災害査定につきましては、本年1月22日をもって完了いたしました。査定の結果、3,694か所、約820億円が決定しております。

今後は、一日も早い復旧、復興に向け、災害復旧工事を本格化させてまいります。

また、復旧、復興工事の本格化を踏まえ、円滑な施工確保のため、熊本地震で導入された復興係数、復興歩掛かりにつきましては、これまでの内容を一部見直した上で、令和3年度も継続することといたしました。

このほか、災害復旧工事につきましては、迅速な発注を行うため、本年1月以降の公告分から指名競争入札の対象金額を3,000万円未満から7,000万円未満に引き上げる対応を行いました。今回の対策により、今後本格化する復旧、復興工事が円滑に進むよう万全を期すとともに、引き続き、現場の状況を注視し、必要な対策を講じてまいります。

それでは、今定例会に提案しております土

木部関係の議案等について御説明をいたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案5件、条例等関係議案10件でございます。

補正予算の概要について御説明をいたします。

今回の補正予算は、主に国庫内示による事業費確定に伴う減額等と、去る1月28日に成立した国の第3次補正予算で国土強靱化の推進などへの対応でございます。

国庫内示による事業費確定等に伴うものとしましては、29億9,500万円余の減額、国の補正予算に伴うものとしましては、277億300万円余の増額となり、土木部の補正総額といたしまして、247億800万円余の増額補正をお願いしております。

また、247億4,900万円余の繰越明許費の追加設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、専決処分の報告及び承認について9件、専決処分の報告について1件の計10件をお願いしております。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○木山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊を準備いたしております。

では、お手元の資料1ページをお願いいたします。

令和2年度2月補正予算資料について御説明いたします。

今回は、国の補正予算への対応及び国庫内示による事業費確定に伴う補正をお願いするものです。

上の表2段目、今回補正額ですが、表、左、一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業として87億2,900万円余、県単事業として17億8,700万円余、直轄事業として43億6,500万円余の増額を計上いたしております。

災害復旧事業につきましては、補助事業として64億6,200万円余の増額、県単事業として23億9,200万円の減額、直轄事業として68億8,500万円余の増額を計上しており、投資的経費計として、258億3,900万円余の増額となっております。消費的経費は、4億1,200万円余の減額となっており、その結果、一般会計計として、254億2,700万円余の増額となり、補正後の一般会計合計予算額は、3段目のとおり、1,796億7,600万円余になります。

また、右側の特別会計等については、投資的経費として6億4,300万円余、消費的経費として7,400万円余の減額となり、特別会計等計として7億1,800万円余の減額となり、補正後の特別会計等の合計予算額は、3段目のとおり、94億400万円余になります。

この結果、右側合計欄3段目のとおり、一般会計、特別会計を合わせた今回補正後の予算合計額は、1,890億8,100万円余になります。

また、各課別の内訳については、下の表のとおりとなっております。

2ページをお願いいたします。

令和2年度2月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段、土木部合計欄を御覧くださ

い。右側の補正額の財源内訳として、国支出金が66億8,600万円余の増額、地方債が252億1,200万円の増額、その他が22億7,200万円余の減額、一般財源が49億1,700万円余の減額となっております。

以上が2月補正予算に係る土木部全体の予算額でございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

ここからは、2月補正予算に関し、各課別に御説明させていただきます。

まず、監理課分についてですが、表、左から4列目、補正額を御覧ください。2段目の職員給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として、全ての課に出ていますので、監理課から代表して説明をさせていただきます、各課からの説明は割愛させていただきます。

職員の給与費に係る今回の補正は、令和2年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による人員の変動に伴う給与の増減等を計上いたしております。監理課関係分は、6,700万円余の増額をお願いしております。

次に、3段目の管理事務費は、右の説明欄記載のとおり、都道府県や市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金です。いずれも、所要額の確定に伴い、増額または減額となっております。

以降、派遣職員の人件費に係る負担金は、関係課ごとに所要額に合わせ計上しておりますので、監理課から代表して説明をさせていただきます、各課からの説明は割愛させていただきます。

監理課関係分は、7,400万円余の増額をお願いしています。

次に、5段目の建設産業支援事業費は、2,400万円余を減額いたしております。これは、新型コロナウイルス感染拡大により、イベントの開催中止等に伴う減額です。

以上、監理課分の補正額は、表、左から4

列目最下段のとおり、1億1,700万円余の増額となっており、補正後の予算合計額は、表、左から5列目最下段のとおり、8億9,100万円余となります。

監理課の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

令和2年度2月補正予算、一般会計でございます。

3段目の収用委員会費につきましては、収用委員会の運営に要する委員報酬や不動産鑑定、物件調査等の費用を計上しておりますが見込んでおりました事業の裁決申請がなかったことなどから、不用となる物件調査費用等、1,700万円余を減額するものでございます。

一般会計の補正の総額は、最下段、補正額欄に記載のとおり、合計で700万円余の減額となり、補正後の予算総額は、8,800万円余となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

2段目の補助事業費につきましては、県道熊本高森線4車線化事業に係る予算で、今般の国の補正予算の措置により、特別会計での財源確保が不用となったことから、4億円を減額するものでございます。

4段目の元金、5段目の利子は、県道熊本高森線、熊本天草幹線道路の2つの事業に係る起債償還元金及び利子を計上しておりますが、本年度の執行額が確定しましたため、不用となる元金1億3,300万円余、利子100万円余を減額するものでございます。

最下段、補正額欄に記載のとおり、合計で5億3,400万円余の減額となり、補正後の予算総額は、7億600万円余となります。

用地対策課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

9ページをお願いいたします。

まず、上から3段目の国直轄事業負担金ですが、表、左から4列目のとおり、9億9,800万円余の増額となっております。表、右側説明欄を御覧ください。内訳としましては、国事業費の確定に伴い、100万円余の減額、強靱化分として、国補正に伴い、10億円の増額となっております。南九州西回り自動車道等の整備を行うものでございます。

次に、上から6段目の市町村負担金返納金でございますが、2,500万円余を計上しております。右側説明欄のとおり、令和元年度の単県道路改築費の事業費が確定したことに伴いまして、既に徴収しておりました市町村負担金を返納するものです。

次に、下から2段目の道路改築費でございますが、8億800万円余の増額となっております。右側説明欄のとおり、強靱化分の国補正として、国道324号本渡道路及び国道266号大矢野道路の整備を行うものです。

10ページをお願いします。

1段目の地域道路改築費でございますが、23億7,600万円余の増額を計上しております。内訳としましては、右側説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴い、2億1,300万円余の減額、強靱化分として、国補正に伴い、25億8,900万円余の増額となっております。国道325号菊池拡幅ほか15か所及び県道新八代停車場線ほか52か所の整備を行うものでございます。

次に、3段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分ですが、1億9,800万円余の増額となっております。内訳としましては、右側説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴い、8億7,500万円余の減額、強靱化分と

して、国補正に伴い、10億7,300万円余の増額となっております。国道265号の高森大橋ほか27か所の整備を行うものです。

以上により、道路整備課の補正予算額は、表、左から4列目最下段のとおり、43億8,500万円余の増額となり、その結果、補正後の予算総額は、表、左から5列目のとおり、356億800万円余となっております。

道路整備課は以上です。よろしく申し上げます。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

12ページをお願いいたします。

3段目の道路施設保全改築費でございますが、表、左から4列目のとおり、28億9,800万円余の増額となっております。

表、右側説明欄を御覧願います。

国庫内示による事業費確定に伴い、6億5,700万円余の減、強靱化といたしまして、国道219号ほか130か所につきまして、35億5,600万円余の増額となっております。

以上、道路保全課の補正といたしまして、表、左から4列目最下段のとおり、26億3,600万円余の増となります。この結果、補正後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、249億6,500万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○宮島都市計画課長 都市計画課でございます。

13ページをお願いいたします。

下から4段目の都市計画調査費でございますが、これは、事業費確定に伴う減でございます。

次に、最下段の土地区画整理事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、8億5,600万円余の増額を計上しております。内訳としましては、熊本地震関連として、事業

費の確定に伴い、5,500万円余の減額、国補正分として、9億1,100万円余の増額を計上しております。これは、益城中央被災市街地復興土地区画整理に伴う建築物等の移転補償、道路工事などに要する経費でございます。

14ページをお願いします。

上から2段目の単県街路促進事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、1,600万円余の減額を計上しております。これは、事業費確定に伴う減でございます。

上から3段目の街路整備事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、6,400万円余の減額を計上しております。内訳としては、国庫内示による事業費の確定に伴い、10億3,500万円余の減額、国補正分として、9億7,000万円余の増額を計上しております。これは、都市計画道路益城中央線ほか1線の整備に要する経費でございます。

次に、下から3段目の都市公園整備事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、1億6,200万円余の増額を計上しております。これは、国補正分として計上しており、熊本県民総合運動公園の広域防災拠点機能の強化及びほか2か所の長寿命化対策に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

上から2段目の市町村災害復旧指導監督事務費でございますが、表、左から4列目のとおり、1億2,300万円余の増となっております。これは、市町村が実施する補助災害復旧事業に係る指導監督事務費としまして認められた額を計上するものでございます。

以上、都市計画課の補正といたしまして、表、左から4列目、最下段のとおり、10億6,800万円余の増額となります。この結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表、左から5列目の最下段のとおり、103億2,300万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定をお願い

しております。

恐れ入りますが、14ページにお戻りください。

上から2段目の単県街路促進事業費の表右側、説明欄にございますが、南部幹線の地質調査に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、下から3段目の都市公園整備事業費の表右側、説明欄にございますが、鞠智城のPR活動に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

都市計画課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業会計に分かれておりますので、まず一般会計から主なものについて御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

上から4段目の漁業集落環境整備事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、1億2,600万円余の減となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。

上から2段目の農業関係施設現年発生災害復旧費でございますが、表、左から4列目のとおり、1億2,600万円余を計上しております。これは、表右側、説明欄のとおり、令和2年7月豪雨により被災した農業集落排水施設の復旧に対する国からの交付金を一旦県が受け入れ、対象市町村に交付する間接補助に要する経費でございます。

次に、上から4段目の市町村災害復旧指導監督事務費でございますが、表、左から4列目のとおり、8,600万円余となっております。これは、市町村が実施する補助災害復旧事業に係る指導監督事務費として認められた額を計上するものでございます。

以上、下水環境課の一般会計の補正といたしまして、表、左から4列目最下段のとおり、1億1,300万円余の増となります。この結果、下水環境課の補正後の予算の総額は、表左から5列目最下段のとおり、11億4,500万円余となります。

続きまして、流域下水道事業会計について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

下から4段目の熊本北部流域下水道建設費の管路施設等の建設改良費でございますが、表、左から4列目のとおり、800万円余の増となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴い、5,000万円余の減、強靱化に係る国補正分として、ポンプ場の耐水対策等で5,900万円余の増となっております。

下から3段目の固定資産購入費でございますが、表、左から4列目のとおり、400万円余の増となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、強靱化に係る国補正分として、災害対応資機材の備蓄を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道建設費の管路施設等の建設改良費でございますが、表、左から4列目のとおり、10万円余の減となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴い、5,100万円余の減、強靱化に係る国補正分として、管路等からの雨天時侵入水対策等で5,100万円余の増となっております。

上から3段目の固定資産購入費でございますが、表、左から4列目のとおり、700万円余の減となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴い、1,100万円余の減、強靱化に係る国補正分として、災害対応資機材の備蓄を行うもので、400万円余の増となっております。

下から4段目の八代北部流域下水道建設費

の管路施設等の建設改良費でございますが、表、左から4列目のとおり、1億1,700万円余の減となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴い、1億7,700万円余の減、強靱化に係る国補正分として、管路等からの雨天時侵入水対策等で6,000万円の増となっております。

下から3段目の固定資産購入費でございますが、表、左から4列目のとおり、400万円の増となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、強靱化に係る国補正分として、災害対応資機材の備蓄を行うものでございます。

以上、流域下水道事業会計の補正予算は、表、左から4列目最下段のとおり、1億2,900万円余の減となり、補正後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、56億1,600万円余となります。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

19ページにお戻りください。

上から4段目の管きょ費・処理場費・業務費・総係費等の表右側の説明欄を御覧ください。

流域下水道事業会計システムの保守点検に係る経費として、100万円余を限度額とする債務負担行為の設定でございます。

下水環境課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

21ページをお願いします。

4段目の国直轄事業負担金でございますが、左から4列目のとおり、16億9,900万円余の増となっております。これは、通常分として、国の事業費確定に伴う87万円の減、国補正分として、17億円の増となります。国補正分については、国が管理する一級河川の白川ほか3河川及び立野ダムの整備を行うもの

です。

下から2段目の河川掘削事業費でございますが、左から4列目のとおり、14億5,500万円余の増となっております。これは、令和2年7月豪雨により発生し、次期出水期までに撤去が必要な堆積土砂の除去に要する経費で、11月以降に新たに処分先の確保が完了した土砂の撤去に係る増額分の額を計上するものです。

22ページをお願いします。

1段目の国庫支出金返納金ですが、左から4列目のとおり、200万円余の増となります。これは、国土交通省並びに環境省の過年度の国庫補助事業費の額の確定に伴うものです。

3段目の河川改修事業費ですが、左から4列目のとおり、22億3,200万円余の増となります。これは、通常分として、国庫内示減による事業費確定に伴う2億7,700万円余の減、国補正分として、25億1,000万円余の増となります。国補正分については、黒川の阿蘇市内牧地区の河川改修や河川内の樹木伐採、土砂掘削及び水位観測所の耐水化工事などを行うものです。

4段目の堰堤改良費ですが、左から4列目のとおり、5億1,600万円余の増となります。これは、通常分として、国庫内示減による事業費確定に伴う3億円余の減、国補正分として、8億1,700万円の増となります。国補正分については、市房ダムの再開発に向けた検討及びダム管理施設の改修更新を行うものです。

5段目の河川等災害関連事業費ですが、左から4列目のとおり、6億6,200万円余の増となります。これは、再度災害の防止と安全性の向上を目的とし、被災箇所あるいは一連の効用を発揮するため、2被災箇所を含めて改良復旧を行うものです。

最下段の単県河川等災害関連事業費ですが、左から4列目のとおり、1億1,600万円

余の増となります。これは、補助災害復旧事業の対象とならない箇所への復旧等に要する経費です。

23ページをお願いします。

4段目の海岸保全施設補修事業費ですが、左から4列目のとおり、2億7,100万円余の増となります。これは、通常分として、国庫内示減による事業費確定に伴う2,100万円余の減、国補正分として、2億9,300万円余の増となります。国補正分については、男島海岸ほか6海岸の堤防補修を行うものです。

24ページをお願いします。

3段目の直轄災害復旧事業負担金ですが、左から4列目のとおり、61億円余の増となります。これは、国補正分の増であり、主な内容としては、令和2年7月豪雨による球磨川や国道219号の災害復旧に伴うものとなります。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費ですが、左から4列目のとおり、59億5,600万円余の増となります。これは、災害査定の結果に基づく工事費の確定に伴うものです。

以上、河川課の2月補正分の総額は、左から4列目の最下段のとおり、155億400万円余の増となり、2月補正後の予算総額は、5列目の最下段のとおり、724億4,000万円余となります。

河川課は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

25ページをお願いいたします。

まず、一般会計補正予算の主なものについて御説明いたします。

6段目の海岸高潮対策事業費ですが、表、左から4列目のとおり、3億9,500万円余の増となっております。

表右側、説明欄を御覧ください。

通常分としまして、国庫内示による事業費確定に伴い、3,900万円余の減、国補正予算

分としまして、三角港海岸ほか14海岸について、4億3,400万円余の増となっております。

次に、最下段の国直轄事業負担金ですが、表、左から4列目のとおり、国補正予算分としまして、八代港について11億6,700万円余の増となっております。

26ページをお願いします。

1段目の港湾環境整備事業費ですが、表、左から4列目のとおり、9億500万円の増となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分としまして、国庫内示による事業費確定に伴い、1億400万円の減、国補正予算分としまして、熊本港について、10億900万円の増となっております。

次に、2段目の港湾補修事業費ですが、表、左から4列目のとおり、4億7,000万円余の増となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分としまして、国庫内示の事業費確定に伴い、6,000万円余の減、国補正予算分としまして、熊本港ほか2港について、5億3,000万円余の増となっております。

27ページをお願いします。

2段目の現年発生国庫補助災害復旧費ですが、表左から4列目のとおり、9,000万円余の減となっております。これは、説明欄のとおり、事業費確定に伴う減でございます。

次に、3段目の直轄災害復旧事業負担金ですが、表、左から4列目のとおり、7億8,500万円余となっております。これは、説明欄のとおり、国直轄災害復旧事業に対する県負担金でございます。

次に、5段目の現年単県災害土木費ですが、表、左から4列目のとおり、8億800万円の増となっております。これは、説明欄のとおり、令和2年7月豪雨により被災した県港湾施設の災害復旧工事に要する費用で、国庫補助対象外となるものの経費でございます。

す。

次に、7段目の港湾整備事業特別会計繰出金ですが、表、左から4列目のとおり、1億2,100万円余の増となっております。これは、港湾施設使用料の減免期間の延長等に伴う特別会計への繰出金でございます。

以上、港湾課の一般会計の補正といたしまして、最下段の左から4列目のとおり、45億7,900万円余の増となります。この結果、港湾課の一般会計の補正後の予算総額は、最下段の左から5列目のとおり、108億5,200万円余となります。

28ページをお願いします。

続きまして、港湾整備事業特別会計の補正予算について御説明いたします。

まず、2段目の施設管理費ですが、表、左から4列目のとおり、4,600万円余の減となっております。これは、説明欄のとおり、クルーズ船寄港対策事業費確定に伴う減等でございます。

29ページをお願いします。

3段目の公債費計ですが、700万円余の減となっております。これは、起債借入金額及び利率の確定に伴うものでございます。

以上、港湾整備事業特別会計の補正といたしまして、最下段の左から4列目のとおり、5,300万円余の減となります。この結果、補正後の予算総額は、最下段の左から5列目のとおり、30億2,000万円余となります。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

28ページにお戻りください。

2段目の施設管理費の表右側、説明欄を御覧ください。

八代港コンテナターミナル管理運営業務については、国が令和2年度に設置したコンテナ流出防止柵の維持管理に必要な費用について、令和3年度から令和5年度まで、それぞれ11万9,000円の債務負担行為設定の追加をお願いするものです。

また、庁舎等管理業務については、清掃業務などの債務負担行為の設定において、さきの11月議会で承認いただきました一般競争入札分1,700万円余に対し、今回、一般競争入札以外の分、1,000万円余の追加をお願いするもので、補正後の額は、2,800万円余となります。これらは、令和3年4月1日から業務を開始するため、年度内に契約手続を進めるに当たり、債務負担行為を必要とするものでございます。

港湾課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

2月補正予算の主な事業について御説明いたします。

資料の31ページをお願いします。

下から2段目の急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、4億300万円余の減となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分といたしまして、国庫内示による事業費の確定に伴いまして、6億6,600万円余の減、国補正分といたしまして、今年の恵理1地区ほか7か所について、2億6,300万円余の増となっております。これは、崖崩れ災害防止のための擁壁等の整備に要する経費でございます。

32ページをお願いいたします。

2段目の砂防調査費でございますが、表左から4列目のとおり、1,800万円の増となっております。これは、砂防事業における国補助事業採択に向けての事前調査等に要する経費でございます。

4段目の国直轄事業負担金でございますが、表、左から4列目のとおり、5億円余の増となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分といたしまして、国の事業費確定に伴いまして、300万円余の減、国補正分とい

たしまして、5億400万円余の増となっております。これは、川辺川流域及び阿蘇地域において国が行う砂防堰堤等の整備に要する経費のうち、県が負担する経費でございます。

6段目の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、12億9,900万円余の減となっております。説明欄に記載しておりますとおり、事業費の確定に伴うものでございます。

最下段の災害関連緊急砂防事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、22億100万円余の減となっております。説明欄に記載のとおり、事業費の確定に伴うものでございます。

33ページをお願いいたします。

最上段の火山砂防事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、2億5,700万円余の増となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分といたしまして、国庫内示による事業費の確定に伴いまして、9,600万円余の減、国補正分といたしまして、美里町の杉の下川ほか8か所において、3億5,400万円余の増となっております。これは、火山灰土質地域における土石流災害防止のための砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

次に、2段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、表、左から4列目のとおり、3億8,000万円の増となっております。これは、令和2年7月豪雨で、既設の砂防堰堤等に堆積しました土砂を撤去するなどの既設の砂防設備の機能回復に要する経費でございます。

以上、砂防課の2月補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、27億7,100万円余の減となります。この結果、砂防課の補正後の予算総額は、表、左から5列目最下段のとおり、200億8,500万円余となります。

砂防課は以上でございます。よろしくお願

いいたします。

○小路永建築課長 建築課でございます。

34ページをお願いします。

5段目の建築基準行政費でございますが、表、左から4列目のとおり、1,100万円余の減額となっております。これは、右側、説明欄のとおり、事業費確定に伴うものでございます。

次に、7段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、2,500万円の減額となっております。これも事業費確定に伴うものでございます。

以上、建築課の一般会計での2月補正分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、4,000万円余の減額となり、2月補正後の予算総額は、表、左から5列目の最下段のとおり、4億9,400万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

5段目の建築基準行政費でございますが、表右側、説明欄を御覧ください。

まず、特定建築物等定期報告委託業務として、383万7,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、建築基準法第12条に基づく報告書の審査を委託するものです。

次に、住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務として、55万2,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、住宅の耐震診断の方法等の相談窓口を開設し、所有者に対し、建築士によるアドバイスを行う業務の委託です。

いずれも、年度当初の4月1日より事業を開始することから、契約事務等を考慮し、今定例会での債務負担行為の設定をお願いするものです。

建築課からは以上でございます。よろしくお願

○緒方営繕課長 営繕課でございます。

35ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、表、左から4列目のとおり、2,000万円の減額となっております。これは、事業費確定に伴うものでございます。

以上、営繕課の一般会計での2月補正分の総額は、表、左から4列目最下段のとおり、1,700万円余となり、2月補正後の予算総額は、表、左から5列目の最下段のとおり、6億7,400万円余となります。

営繕課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

36ページをお願いします。

上から4段目の住宅諸費でございますが、表、左から4列目のとおり、400万円余の増となっております。これは、令和2年7月豪雨に係る都道府県派遣職員負担金でございます。

下から3段目の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、表、左から4列目のとおり、1億5,400万円余の減となっております。これは、国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

以上、住宅課の補正といたしまして、表、左から4列目の最下段のとおり、1億8,000万円余の減となります。この結果、住宅課の補正後の予算総額は、表、左から5列目の最下段のとおり、18億8,900万円余となります。

住宅課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○木山監理課長 監理課でございます。

37ページをお願いいたします。

令和2年度繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、表、左から3列目、既設定金額、最下段のとおり、さきの11月議

会におきまして、1,069億8,900万円の御承認をいただいたところです。今回、表、左から4列目の追加設定金額として、1の一般会計として、251億4,900万円余の増額、3の用地先行取得事業特別会計として、4億円の減額、一般会計及び特別会計計として、247億4,900万円余の増額の設定をお願いしております。

増額の主な要因ですが、国の3次補正予算等に伴う増加分で、追加後の設定金額は、表、左から5列目最下段のとおり、1,317億3,800万円余となっております。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保など、適切に運用してまいります。

監理課の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認については、説明資料の39ページの第33号議案から45ページの第39号議案までの7件でございます。

前回、河津委員よりアドバイスをいただきまして、今回から様式を修正してございます。

議案の説明につきましては、47ページと48ページの概要の一覧表にて説明をいたします。

まず、議案番号33号と34号、36号、39号の4件につきましては、倒竹、倒木、樹木の枝等が車両に衝突、落下した直撃案件であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害者には全額賠償をしております。

なお、議案番号34号につきましては、2台の車両が絡む案件であり、前方を走行していた大型貨物自動車は道路に張り出した木に衝突し、その衝撃で折れた枝が後続の被害車両

に衝突したもので、被害者に対し、道路管理者が5割、大型貨物自動車側も同じ割合で、損害額の全額を賠償しております。大型貨物自動車の損害はありません。

次に、議案番号35号でございます。

本件は、穴ぼこに車両が落下した案件であり、運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があるため、損害額の7割を賠償しております。

次に、議案番号37号です。本件は、側溝の蓋が跳ね上がった案件であり、運転者が側溝蓋の不全、蓋のがたつきでございますが、事前に予見して回避することが困難であったために全額を賠償しております。

次に、議案番号38号です。

本件は、斜面から転がってきた石が車両を直撃した案件であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、全額を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、49ページの第40号議案と50ページの第41号議案の2件でございます。

議案の説明につきましては、51ページの概要の一覧表にて説明いたします。

この2件につきましては、熊本市北区清水亀井町にあります旧災害住宅亀井団地内の道路残地において発生した事故でございます。

なお、当団地は、過去に売却が済んでいるものですが、団地内の道路のみを引き続き県が管理しております。

まず、議案番号第40号につきましては、和解の相手方が路外駐車場から道路に進出するために普通乗用自動車で前進中、側溝の蓋が折れ曲がり、その端部が車両に接触したことにより、前部バンパーが損傷したものです。運転者が事前に本件を予見し、回避すること

は困難であることを考慮して、修理額の全額に当たる4万2,130円を賠償しております。

次に、議案番号第41号につきましては、和解の相手方が路外駐車場から道路に進出するために軽乗用自動車の後退中、側溝の蓋がずれ、左前輪が側溝に落ちたことにより、前部バンパー等が損傷したものです。運転者が事前に本件を予見し、回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額に当たる24万1,747円を賠償しております。

住宅課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○木山監理課長 監理課でございます。

53ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告でございます。

これは、職員に係る交通事故の和解について、地方自治法第180条第1項の規定によった専決処分の報告です。

内容につきましては、54ページの概要で御説明いたします。

令和2年8月17日午後1時35分頃、上益城郡甲佐町大字府領地内で発生した事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合40%で合意し、相互の過失割合による相殺の結果、県の損害賠償額は0円となっております。

事故の状況ですが、上益城地域振興局職員が、公用車で九州自動車道沿いの町道を走行中、交差点を直進しようとしたところ、右方向から走行してきた相手方車両と出会い頭に衝突したものです。

今回の事故では、お互いの人的損害は生じておらず、物的損害の和解が成立したため、御報告するものです。

職員の交通事故、交通違反防止については、さらに徹底を図るよう取り組んでまいります。

監理課の説明は以上です。よろしく願い

いたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

また、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

ただいまの説明について、質疑はありますか。

○岩田智子委員 21ページ、河川課ですが、国直轄事業の負担金のところで、補正予算に伴う負担金の増がありますが、この辺り、立野ダムは幾らなのか、ちょっと内容とどういう中身なのかを教えてください。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今回計上しております国補正予算に伴う負担金、強靱化関係で17億円計上させていただいております。そのうち、立野ダム分の補正予算については、約6億9,000万円ということになっております。

工事内容につきましては、ダムの湛水地内の斜面对策及び土捨場整備、また、管理設備関係の経費に要するものというふうになっております。

以上です。

○岩田智子委員 ありがとうございます。やっぱりちょこちょこ、完成するまでは——これ、先議のやつなのであれなんですけれども、こうやって負担がやっぱり来るわけですよね。負担の割合ってというのはどのぐらいでしたっけ。

○菰田河川課長 ダム事業につきましては、おおむね基本として30%になります。それから、後進地かさ上げ等もございますので、若干20数%という形になっております。

○岩田智子委員 分かりました。ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 資料といいますが、資料もそうですけど、冒頭の上野部長の総括説明の一番最後ですね。今後とも、いかに復旧、復興と国土強靱化っていうような御説明がありました。

先ほど各課長の御説明の中にも、強靱化分とか、7月豪雨分、こういうのが出てまいりました。

ざっくりした話で結構ですけれども、例えば、もともと災害の前、令和2年度に、土木部でいろいろ予定をしていた、いわゆる通常分とか、プロパー分と言われる部分もありますし、今言いましたように、7月の豪雨災害を経て、非常に我々が思った以上に早く査定も終了していただきました。これ御説明がありました。これももちろん急ぐわけでございます。さっき言いました通常分も、市町村からすると、非常に要望が高いものもあるかもしれないし、継続してやらなければならない部分も——もちろん土木部、各振興局含めて、それはかなり絞った形でお考えだと思います。それに加えて、この強靱化というのも、県あるいは県議会としても、この年度末で切れようとしていたものを延長をお願いしたという、これまた急ぐというような事情もあるんだろうと思います。

そこで、それぞれ地域の住民からすると、これは通常分だろうが、災害復旧だろうが、あるいは強靱化だろうが、とにかく道路が広

くなって、よくなって便利に通れる、あるいは河川も環境がよくなる、自分たちの利便性が高まれば、何の予算でも結構というのが、ちょっと誤解をあえて与えるかもしれませんが、そういう感覚が多いんだろうと思っております。

ただ、予算を執行する皆さん側からすると、そういうわけにもいかない、やっぱり強靱化で来た分は強靱化でしっかり執行しなければならない。災害復旧も通常分もという中で、部長の中で、ある程度、どれも必要だ、どれも急ぐんだとはいいいながら、実際これだけある程度の多額の予算を執行していくに当たっては、大まかな優先順位といたしますか、というのが、皆さんの部長の発言によって、各振興局なり、それに従って、これから、今までもそうであって、これからもそういう方針で行われるわけでしょうから、そういう点について、ざっくりした話でも結構でございますが、その優先度があるのかなのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○上野土木部長 今松田委員からお話がありました。まさに、令和2年度は、通常予算、その上に令和2年7月豪雨の災害、大きな災害の予算、さらにまた、今回、県としてもお願いいたしておりましたけれども、国土強靱化予算の延長ということが、これまでの3か年が終わりまして、これからの5か年ということで、この2月に補正予算をいただいたということで、予算としましては、今お話がありましたように、大きな3つの予算が今年度計上されたということでもあります。

事業につきましては、それぞれ各地域ごとに、通常予算につきましても、当然、必要な予算、優先順位が高いところからの予算措置をいただいているものであります。さらに今回この災害が加わったということで、私どもとしましては、災害の、やはり被災を受けた地域の復旧、復興というのをまず最優先で

やるべきだというのは一つ考えているところではございます。

ただ、通常予算につきましても、当然、地域にとっては大事な事業箇所がございますので、そちらの方もさらに精査をしながら、優先順位が高いものから執行していくということになると思います。

国土強靱化の予算につきましては、まさに2月の成立ということでございますので、具体的な執行は来年度からになってくるかなとは思いますが、これらの予算も、いろいろ組み合わせていくことによりまして、今まさに出水期までの掘削等の対応あるいはその後の防災に向けた対応というのもしっかり進めていくことができると思っておりますので、今後の予算につきましても、地域の皆さんの声を十分聞きながら、効果ある事業に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

ここから先はちょっと要望的な話にもなりますが、想像も含めて言いますと、例えば——今日はマスコミいらっしゃるかもしれませんが、露骨な話はしませんが、国のほうから、例えば、査定も終わってこれから災害復旧と、これは国だけじゃなくて、県も我々も一緒ですけども、一日も早い復旧、復興をとというのはもちろん同じ願いでございます。強靱化も、さっきおっしゃったように、地域の要望もあって、国としてもこれだけ予算をつけたんだから、ぜひしっかりやってくれというような、無言のプレッシャーとまでは言いませんが、かなりのそういう強い要請もあつていただろうと思っております。

通常分は通常分で、さっき言いましたように、各市町村からも、もう長年の要望もあるものもあるんだろうと思っております。

ですから、例えば、これは一例ですけど

も、国から強く要請されると、県庁としてもそれを受けて、今度は各振興局にそういう話をする。各振興局も、それに合わせて発注をして、バランスを考えないと、結局、そのしわ寄せが、受注した、あるいは受注可能性のある業者さん、建設会社に行くおそれはないだろうか。逆に、今そのパターンだけじゃなくて、今度は振興局も、現場からはこういう悩みもある、土木部からはこう言われると。間に挟まって非常に厳しいということもあるかもしれない。逆に、部長をはじめ土木部の方々も、振興局からそういう悩みも上がってくるし、国からも言われるし、これは大変だというのがそれぞれ、もしかすると、厳しいしわ寄せとまでは言いませんけれども、負担が増える可能性もあるのではないかと。

これ、我々が思う以上に非常に難しい問題かもしれませんが、ぜひ、どこかに過度にこの負担が集中しないように——そう簡単にはいかないとは思いますが、バランスとかタイミングはやっぱりしっかり考えて、もう今既にやっていただいておりますが、これからも、何せ多額の予算をある程度短期間で執行あるいは消化しなければならないという非常に難しいかじ取りがこれからあるんだろうと思いますので、どうかそういう、どこか1か所に負担が集中しないように、あるいは悩みが増えないように、ぜひ、土木部長をはじめ土木部の方々にも、その点の配慮は格段の配慮をお願いしたいと思いますので、何かございましたら。

○上野土木部長 松田委員の方から、私どもの体制につきまして御心配をいただきまして、ありがとうございます。

私どもも、土木部は、本庁だけではなく、出先の土木部と執行体制を共にして常に進めておりますので、いろんな出先等の会議等もございますので、そういうものを通じて、しっかりとそのバランスを取ってやっていき

たいというふうに考えております。

また、建設業協会の皆さん等に関しまして、一例として申し上げますと、2月17日に、国の機関の皆様、あと県、市町村、それと建設業界を団体とする関係の皆様方と豪雨災害に関する情報連絡会議というのを開催させていただきました。

現在の復旧、復興工事の進捗状況、不調、不落の状況、また、今後の発注計画等も分かる範囲でお示しをさせていただいたところであります。業界の皆様からも率直な意見もいただいておりますので、普段からそういう意見交換をさせていただきながら、まず一番大事なのは、一日も早い復旧、復興でございますので、今後とも、それらに向けて全力で尽くしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○松田三郎委員 分かりました。

いろいろ考えていただいているのは十分分かっております。重ねて申し上げますが、協会の業者の方々から振興局あるいは振興局から土木部、県庁に、やっぱりいろいろ悩みも相談できる、一方通行ではなくて、そういう風通しのいい環境を引き続き確保していただきたいと要望したいと思いますが、関連しまして、監理課長、後ほどで結構ですけれども、これは計算すれば分かることと思いますが、説明のところの強靱化分とか、あるいは7月豪雨の合計の令和2年度の補正分、合計ですね。あるいは一括上程されております令和3年度の当初分で、それぞれ総額幾らかっていうのは、後ほどで結構でございますので教えていただければと。

はい、以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○菰田河川課長 先ほど岩田委員の御質問の

あった部分で、少しちょっと説明が不足してたところがあるので、補足させていただきます。

今回計上させていただいております17億円につきましては、県負担金ということでございまして、先ほど私が立野ダムの事業費を6億9,000万と言ったのは、これはいわゆる整備に伴う費用が6億9,000万で、それに伴ういわゆる県負担金という形になると、1億7,800万円余という形になりますので、すみません、その分を補足させていただきます。よろしく願いいたします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで、第15号及び第33号から第41号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「すみません。私ちょっと異議があります。」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 岩田委員。

○岩田智子委員 全てやっぱり通したいというか、本当に災害もあって、強靱化もすごく大切なことなんですけれども、私のやっぱりいろんな、県民の声を聞いている立場として、やっぱり立野ダムに関して、負担金が増えてくるっていうか、当初の予算よりも大きくなっていることに反対をします。反対です。

○高木健次委員長 反対ですね。1号議案ですね。

○岩田智子委員 そうです。

○高木健次委員長 はい。分かりました。

それでは、1号議案に反対ということになりますので、一括採決反対の表明がありました議案第1号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高木健次委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第4号外12件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号外12件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、先ほども申しあげました3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「1点いいですか」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 松田委員。

○松田三郎委員 関連あります。すみません。

技術管理課長にちょっとお願いでございますが、この議案が成立しまして早速発注、作業等々入っていただくんだと思いますが、業者の方から、やっぱり、発注もさることながら、竣工する時期も大体近いような、似たようなところになるんじゃないだろうか。それにあつては、ぜひ竣工検査を速やかにお願いしたい。これはもちろん、今もう、各振興

局、広域本部ももういっぱいいっぱい、私があえて言うのもちょっとはばかれるぐらいの忙しさだと思っております。

ただ、業者さんからすると、やっぱり次の現場なり次の案件というのを、いろいろ希望があるんだろうと思いますんで、多分、県南で言いますと、県南広域本部が原則に竣工検査をする。ただ場合によって、人が足りない、忙しい、集中したときには、各振興局の土木部からというような運用が確かななされていると思いますが、限られた人員で非常に申し訳ございませんが、今あったように、設計変更等々、どうしても日数がかかるというところもあるかもしれませんが、あらかじめもう既に考えていただいている体制もあるんだろうと思いますが、その点についても、実際なってみないとちょっと難しいという部分もあるかもしれませんが、ぜひ、あらかじめそういう体制をしっかりと組んでいただいて、速やかに竣工したら検査をするということ、原則どおりといいますか、そういうことをお願いしたいと思いますので、何かありましたらお願いいたします。

○桑元土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

今の御質問の内容でございますけれども、先般、建設業協会のほうからもそういう事案があったということで、検査が終わらないんで、資金繰りが少し遅延する場合もあるんでという話がございましたので、例えば、広域本部の検査員が地域振興局の検査員を代理でするとか、そういう方法も周知をしてやるようなことをこの間したところでございます。

そういった形で円滑に検査が進んで、資金繰りがうまくいくような方法を今検討しているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 はい。分かりました。

○高木健次委員長 いいですか。

○松田三郎委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 はい。なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第7回建設常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時7分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長